平成２７年（フ）第１４００号
札幌市東区伏古８条５丁目４番37号　マルココーポ５―101号
債務者　工藤　菜緒
1　決定年月日時　平成27年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１４１６号
札幌市北区新琴似10条13丁目６番17号
債務者　松下　人美
1　決定年月日時　平成27年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第４０５号
埼玉県ふじみ野市西２丁目５番９号　ピュアハイツ21西Ⅱ　201
債務者　小山　昭夫
1　決定年月日時　平成27年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月12日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第４０７号
埼玉県川越市大字並木209番地１　（ユーネスト101号室）
債務者　福岡美智子（旧姓吉崎）
1　決定年月日時　平成27年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月12日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第４０８号
埼玉県川越市伊勢原町５丁目５番地３　（グリーンコモンズ川越２号棟101号室）
債務者　新井　幸子（旧姓奥山）
1　決定年月日時　平成27年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月12日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第４３１号
埼玉県狭山市大字北入曽456番地の１　ゴールデンスカイＢ―201
債務者　山本　香
1　決定年月日時　平成27年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月12日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第９１号
千葉県匝瑳市平木8786番地８
債務者　伊藤　正
1　決定年月日時　平成27年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月12日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２７年（フ）第９２号
千葉県匝瑳市平木8786番地８
債務者　伊藤　敏子（旧姓仲條）
1　決定年月日時　平成27年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月12日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２７年（フ）第２５２２号
大阪市東成区中道３丁目９番27―305号
債務者　森田聖一郎
1　決定年月日時　平成27年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２７９１号
大阪府吹田市原町１丁目24番６号
債務者　鵜瀬　龍一
1　決定年月日時　平成27年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２９１２号
大阪市旭区赤川２丁目３番16号アルテハイム城北２号棟　303号室
債務者　帆足　美喜
1　決定年月日時　平成27年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３０４１号
大阪府東大阪市森河内西１丁目６番３―411号
債務者　松本　博一
1　決定年月日時　平成27年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３０４２号
大阪府東大阪市森河内西１丁目６番３―411号
債務者　松本　里枝
1　決定年月日時　平成27年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３１３５号
住居所不定、住民票上の住所大阪府東大阪市西鴻池町１丁目15番24号
債務者　三木　美明
1　決定年月日時　平成27年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３１７３号
大阪市住之江区西加賀屋４丁目６番３号ＣＨＥＥＲＦＵＬ　ＨＯＵＳＥ　１年22組　401号
債務者　永田　清志
1　決定年月日時　平成27年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３２３５号
大阪市浪速区幸町２丁目３番33―606号
債務者　田村　義信
1　決定年月日時　平成27年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３２６７号
大阪府枚方市招提南町３丁目17番４―401号
債務者　林原　昭浩
1　決定年月日時　平成27年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３３０３号
大阪府東大阪市稲田新町２丁目19番１―502号
債務者　大形　仁志
1　決定年月日時　平成27年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部